

相模原市体育協会グループ共同事業体デザイン等広告表現に関する基準

- 1 この基準は、相模原市体育協会グループ共同事業体（以下「相模原市体協グループ」という。）ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告の表現について相模原市体協グループホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。
- 2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「Enter」などのボタン
 - (2)アラートマーク
 - (3)ラジオボタン
 - (4)テキストボックス（入力出来るように見えるもの）
 - (5)プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- 3 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする
- 4 ユーザーが相模原市体協グループホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するような類似の色調及び字体を使用することは禁止とする
- 5 色調は文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- 6 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。